

秋田公立美術大学フューチャー・アーティスト基金規程

令和3年3月31日

規程第11号

秋田公立美術大学フューチャー・アーティスト基金規程

(設置)

第1条 秋田公立美術大学（以下「本学」という。）に、フューチャー・アーティスト基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、広く社会から寄附金を受け入れ、本学における学生支援、教育研究の充実を図るとともに、本学の基本理念の実現に資することを目的とする。

(基金の構成)

第3条 基金は、次に掲げる財産で構成する。

- (1) 秋田公立美術大学開学10周年記念事業寄附金として寄附された金額およびその果実
- (2) 基金の設置目的に賛同して寄附された金額およびその果実
- (3) 前2号に定めるもののほか、理事長が理事会の議を経て基金に組み入れることとした財産

(事業)

第4条 基金は、次に掲げる事業の用に供するものとする。

- (1) 修学支援奨学金支給事業 経済的理由により修学の継続が困難な学生への奨学金の支給
- (2) グローバル人材育成支援金支給事業 国際ワークショップや海外インターンシップ、国際ボランティアへの参加など、グローバルに活躍する具体的なアクションプランを持つ学生への支援金の支給
- (3) その他基金の目的達成に必要な事業

(特定基金)

第5条 前条に掲げる事業を効果的に実施するために必要と認められる場

合は、基金に特定基金を置くことができる。

2 前項の特定基金に関し必要な事項は、別に定める。

(基金運営委員会)

第6条 基金の管理運営に関する次の事項を審議するため、基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 基金の事業計画に関する事項
- (2) 基金の予算および決算に関する事項
- (3) 寄附の受け入れに関する事項
- (4) その他基金の管理運営に関する重要事項

2 委員会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 副理事長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 事務局長

第7条 委員会に委員長を置き、副理事長をもって充てる。

第8条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員会の審議の経過、結果等を学長に報告しなければならない。

第9条 委員会に関する事務は、事務局企画課において処理する。

(議事録)

第10条 委員会の議事録は委員が作成し、議長が確認の上、署名する。

2 前項の議事録は、事務局長が保管するものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。